

## (参考様式4) ~記入例

### 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	株式会社 下関ホームヘルプサービス
申請するサービスの種類	訪問介護

措置の概要
<p>1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。</li></ul> <p>以下 省略</p> <p>※ 連絡先及び担当者を記入する。</p> <p>電話番号 083-231-0000 FAX 083-231-0000 担当者 0000</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none"><li>苦情があった場合は、直ちにサービス提供責任者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を聞く。</li><li>サービス提供責任者が必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。 (検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。)</li><li>検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う(利用者への謝罪など)。</li><li>記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。</li></ul> <p>以下 省略</p> <p>3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）</p> <p>4 その他参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている(毎日朝礼等で確認、訪問介護員に対する研修の実施)。</li><li>相談、苦情に対する窓口として、保険者（下関市介護保険課）及び山口県国民健康保険団体連合会の連絡先等を事業所内に掲示するとともに、重要事項説明書に明記し、利用者に配布、説明している。</li></ul>

注 上記の事項は例示であり、これらに限らず苦情処理に係る対応方針を具体的に記入すること。